

※この法令は廃止されています。

平成三年法律第二十七号

電気通信基盤充実臨時措置法

(目的)

この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において、「高度通信施設」とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなるものをいう。

一 移動する事物の瞬間的映像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備

二 交換設備の制御を効率的に行うための電気通信設備であつて、制御のための新たな機能の追加が容易に行えるもの

三 異なる形式又は伝送速度を有する電気通信信号を統合して伝送交換することを可能とする電気通信設備

四 移動する事物の瞬間的映像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備

五 他の業務に供するための新たな機能の追加が容易に行われる教育又は医療に関する業務に使用されるもの(一)の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内にいる者他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる

六 この法律において「高度通信施設整備事業」とは、学校、病院その他の工作物を含む。をいう。

七 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信するこ

とを可能とする有線電気通信設備であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいう。

八 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

九 この法律において「高度通信施設整備事業」とは、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を行つよう構成されたものを行う。以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

一 電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この号において同じ。)又は有線テレビジョン放送(有線電

気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十一年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定す

る電気通信事業をいう。)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く。

以下同じ。)の役務の提供に支障が生じてい場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物からなる施設

二 専ら電気通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、当該線路の保守の作業が容易であるもの

三 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいう。

四 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設」とは、有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信するこ

とを可能とする有線電気通信設備であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(これを設置するための建物その他の工作物を含む。)をいう。

五 この法律において「高度通信施設整備事業」とは、高度通信施設により提供しようとする者を含む。は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

六 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

七 この法律において「施設整備事業」とは、高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を

八 この法律において「施設整備事業」とは、高

度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を

九 この法律において「施設整備事業」とは、高

度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を

十 この法律において「施設整備事業」とは、高

度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を

十一 この法律において「施設整備事業」とは、高

度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を

十二 この法律において「施設整備事業」とは、高

度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を

二 施設整備事業の内容(高度通信施設整備事業にあっては高度通信施設により提供が可能となる役務を含む。)に関する事項

三 施設整備事業が行われる地域に関する事項

四 その他施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

五 基本指針は、施設整備事業に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

六 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

七 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

四 第四条 施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

五 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(実施計画の認定)

六 第五条 施設整備事業を実施する場所

七 施設整備事業の実施時期

八 施設整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

九 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確實に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)

十 第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

十一 第五条 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

附 則

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までに廃止するものとする。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 日本開発銀行以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、通信・放送開発法第

二 二の規定による施設整備事業の推進)に従つて施設整備事業を実施していないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

六 第六条 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

(機構による施設整備事業の推進)

一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(資金の融通のあつせん等)

七 政府は、認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金の融通のあつせんに努めるものとする。

八 総務大臣及び財務大臣は、前条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるよう、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の微収)

九 総務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

(報告の微収)

十 第八条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

十一 第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(罰則)

十二 第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

十三 第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(罰則)

十四 第十二条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

十五 第十三条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までに廃止するものとする。

いて「旧法」という。第六条第一号の規定により助成金の交付を受けている同号及びロに掲げる施設整備事業に対する同号の助成金の交付及びこれに附帯する業務については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる助成金の交付を受ける施設整備事業に係る電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。

附 則 (平成二八年四月二七日法律第三
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日
までの間において政令で定める日から施行す
る。

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第一項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（处分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については なお従前